

## 川俣町障がい者基本計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画 策定業務内容

## 1. 業務内容

## (1) アンケート調査の実施

障がい者の生活等にかかわる実態や障害福祉サービスの利用状況と問題点、利用意向等の把握のためアンケート調査を実施する。

受託者は、アンケート調査票の設計・印刷、及び回収結果のデータ入力作業、集計・分析を行い、調査結果報告書としてとりまとめるまでの作業一式を行う。単純集計の他、分析に必要なクロス集計、自由回答のとりまとめを含めて行い、計画策定における基礎資料と位置付ける。

## ① 調査対象者

・身体障がい者（児）	約 700 名
・知的障がい者（児）	約 140 名
・精神障がい者（児）	約 130 名

## ②調査票の設計

調査票は町と十分な協議の上決定することとし、町独自の調査票原案の提案、技術的助言、情報提供を行うこと。

## ③調査票の発送及び回収

調査票の送付及び回収に関しては、郵送による配布・回収とする。調査票及び封筒の印刷、封入・封緘及び宛名ラベルの貼付、配布・回収に係る郵送料の負担は受託者にて行う。なお、対象者の抽出及び対象者データの作成は委託者にて行う。

なお、回収率は、70%程度を想定している。受託者は回収率向上のための提案を行うこと。

## ④結果報告書の作成

調査結果報告書は、単純集計及びクロス集計結果を用いて図表・コメントを作成し、とりまとめること。なお、図表は白黒印刷で明確に判読できるものとする。

## (2) 基礎調査分析

障害者（児）をめぐる地域特性や環境動向、障害者に関わるサービス等の利用・提供の現状について、分析を行い現状における問題点と今後の課題等を把握する。

## ①上位計画及び関連計画の把握

## ②障害者（児）の現状及び動向と特性の把握（障害種別人数の動向等）

## ③現行の計画の評価及び検証

## ④障害福祉サービスや各種障害者施策、事業の現状及び動向の整理

## ⑤各種関連法制度の整理（障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法等）

### (3) 計画の策定業務

#### ①次期障がい者基本計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画の作成

上記の基礎調査の結果をもとに、国・県の動向や関連計画との整合性を図りながら関連法に基づく計画内容の要件を満たすものとして、以下のとおり、本町の地域特性が反映された「障がい者基本計画案」及び「障がい福祉計画・障がい児福祉計画案」を策定する。なお、この作成にあたり作成担当者以外の2名を校正担当として配置し、文書校正を2回以上行うこと。

- ・ 基本理念、基本目標及び施策の体系化等の検討
- ・ 施策体系ごとの具体的方策の検討
- ・ サービス見込み量の目標値等を含んだ計画書骨子案・素案の作成
- ・ 計画書及び計画書概要版の編集・校正

#### ②パブリックコメント支援

パブリックコメント実施に係る支援として、町民に提示する計画素案の印刷や、パブリックコメントの結果を踏まえた修正対応を行う。

#### ② 会議運営等の支援

計画策定にあたっては、策定委員会を3回、ワークショップ形式での専門職ヒアリングを1回開催することを想定している。策定委員会においては本計画の担当者の出席は求めず、会議資料の作成と音声データによる議事録の作成を行う。専門職ヒアリングにおいては担当者が同席して必要に応じて資料説明等の支援を行うとともに、会議資料の作成、議事録の作成を行う。

### (4) 打ち合わせ協議

業務実施に必要な打合せ協議を実施する。実施については、必要に応じて適切な方法で必要に応じ随時行うものとする。また、協議において、資料作成・取りまとめを行う。

## 2. 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- (1) アンケート調査結果報告書 (A4版 100頁程度 表紙・本文1色印刷) 100部
- (2) 計画書本編 (A4版 120頁程度 表紙・本文1色印刷) 100部
- (3) 計画書概要版 (A4版 8頁 本文カラー) データのみ
- (4) 上記電子データ (CD-R) 1部
- (5) その他町が必要と認めたもの